

手続きチェックシート 転入

移住・定住アンケート
あなたの声をお聞かせください

最短 **3分** で完了!

アンケートにお答えいただいた方には、
市役所総合窓口で
粗品をプレゼント!

湖西市に引越された方へ

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から 14 日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

確認に **1点** が必要なもの

<官公署が発行した、顔写真付きで本人を証明できるもの、免許証、許可証>

運転免許証 マイナンバーカード

その他
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に **2点** が必要なもの

・介護保険証 ・年金手帳※
・顔写真付きの社員証、学生証など

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転入に関連するおもな手続き

※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、**後日郵送**する場合があります。

手続きが必要な住民の情報	手続きの名称	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	湖西市暮らしのガイド	
▼職員確認用 （住民異動届の情報を基に転入された方の情報を市民課で確認します。各手続きの詳細は受付窓口にご確認ください）							
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※マイナンバーカードの一部手続きはご本人様の来庁が必要です		市民課 ※新居支所でも受付可		P35
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードの再申請が必要です	・交付申請書 ・写真				P35
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください		市民課 ※新居支所でも受付可 ※西部地域センターでも受付可		P35 36
保険 年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付					P55
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	(お持ちの方) 負担区分等証明書				P55
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票				
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付 ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書				
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・国民年金の加入（20歳から60歳未満）※資格喪失日より14日以内 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請			保険年金課 ※新居支所でも受付可		
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書等の交付 ・負担区分の確認	(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書				P55
→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要の方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	(お持ちの方) ・限度額適用認定証 ・限度額適用 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証					
年金を受給中の方	年金の住所変更						
※日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則届出は不要となりました。日本年金機構にマイナンバーが未登録の方、海外移住者の方は手続きが必要です。マイナンバーの登録状況はご自身でインターネットから「ねんきんネット」で確認することができます。 ※共済年金の方は共済組合へ、農業者年金の方は農協へお問い合わせください							

裏面に職員確認用・ご本人様確認用の手続きがあります

手続きが必要な住民の情報	手続きの名称	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	湖西市暮らしのガイド
こども 小学生・中学生のお子さまがいる方	転校手続き (入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を学校へ提出		学校教育課		
0歳～高校生年代のお子さまがいる方	児童手当の相談・申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の資格確認書等 ・こどものマイナンバーが確認できる書類 (こどもと別居しているとき) ・在留カード(外国籍の場合)		こども政策課 ※新居支所でも受付可		
	こども医療費助成の相談・申請	・保護者の通帳 ・こどもの資格確認書等				P68
0歳～就学前のお子さまがいる方	乳幼児健診・予防接種等の手続き	・母子健康手帳 (お子さまの健診や予防接種の履歴がわかるもの)		こども未来課		
その他 市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居を希望する方	市営住宅入居の相談	※受付窓口でご相談ください		建築住宅課		P49
	市営住宅の同居手続き					

▼ご本人様確認用

高齢	要介護認定を受けていない65歳以上の方	・介護保険の加入 ・介護保険料納付の案内 (後日、証・保険料の案内を送付)	※高齢者福祉課への案内不要			P57
	住所地特例施設へ転入された方	住所地特例施設入所の届け出		高齢者福祉課		
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書			P58
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の転入届	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ・マイナンバーカード			P61
	特別児童扶養手当等を受給していた人	転入に伴う住所変更届	※受付窓口でご相談ください			
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	・資格確認書等 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書かマイナンバーカード ※認印が必要な場合があります	地域福祉課		P61
	自立支援医療(精神通院・更生・育成)を受給していた人	自立支援医療の転入手続き	・自立支援医療受給者証(転入前自治体で発行されたもの) ・資格確認書等 ・マイナンバーカード			
こども	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票等の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査等受診票	こども未来課		
	公立幼稚園・保育園・こども園に入園を希望する方	保育園・こども園の入園相談 公立幼稚園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	保育幼稚園課		P68 69
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	こども政策課		P68
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・申請者の通帳 ・申請者とこどもの資格確認書等			
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み	お電話またはインターネットで手続きできます	上下水道課		P45 46
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		税務課		P52
	税金の口座振替を希望する方	口座振替の申請	※受付窓口でご相談ください			P52
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください			P52
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください(☎050-380-1777)				P52
	自動二輪(125cc超)を所有している方	※運輸局でご相談ください(☎050-5540-2052)				P52
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票 ・犬の登録番号、犬の生年月日等が分かる書類	環境課		P45
	がん検診等を受診したい方	各種がん検診等受診券の発行申請	電子申請・窓口・電話のいずれかで申請ができます	健康増進課		
	成人予防接種を受けたい方 (高齢者肺炎球菌・带状疱疹予防接種)	・高齢者肺炎球菌予防接種券の発行申請(満65歳の方) ・带状疱疹予防接種助成券の発行申請(満50歳以上の方)	電子申請・窓口のいずれかで申請ができます (肺炎球菌は電話でも申請可能)			
	家を新築・購入された方 (単身40歳未満、夫婦で合計80歳未満)	住宅購入補助金	※受付窓口でご相談いただくか、又は「湖西市 住宅購入補助金」で検索の上、ご確認ください		企画政策課	



湖西市ホームページ



各課連絡先



湖西市の旬な魅力情報はここから

LINE



Instagram



YouTube



開庁時間 **あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

来庁者ご自身で手続きを確認いただき、わからないことはそれぞれの受付窓口にお問い合わせください